

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本県では、平成14年3月に策定した「みやざき男女共同参画プラン」、平成15年3月に制定した「宮崎県男女共同参画推進条例」に基づき、これまで男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、さまざまな施策を推進してきました。

しかしながら、少子・人口減社会の進行や高齢社会の到来、産業構造・就業構造の変化等に伴い、人々の関心や生活のスタイル、価値観は一層多様化しています。

こうした社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある県づくりを進めていくためには、女性のチャレンジを積極的に支援することにより、女性の個性と能力を發揮できる社会を構築するなど、さらなる男女共同参画社会づくりの取り組みが必要となっています。

そこで今回、男女共同参画社会基本法の趣旨と国の男女共同参画基本計画（第2次）を踏まえ、現行の計画を見直して、新しい計画を策定し、施策の総合的・計画的な推進を図ることとするものです。

### 「男女共同参画社会基本法」

平成11年6月23日に公布・施行された法律で、男女共同参画社会の形成に関する5つの基本理念を定め、この基本理念にのっとり、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に努めることという、それぞれの責務を明らかにしている（69ページ参照）。

## 2 計画の性格及び役割

- (1) 本県における男女共同参画行政施策の基本的方向と具体的施策を示すものです。
- (2) 県はもとより、県民や市町村、民間企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。
- (3) 男女共同参画社会基本法第14条に規定されている「都道府県男女共同参画計画」として位置付けられるものです。

## 3 計画の期間

計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

## 4 計画の構成

計画は、5章で構成しています。

第1章から第3章において、計画策定の趣旨や背景、計画の基本的考え方を示し、第4章において3つの基本目標と9つの重点目標を掲げ、それぞれについて、「施策の基本的方向」として平成23年度までを見通した長期的な施策の方向性を示しています。また、第5章においては、こうした取り組みを総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化について記述しています。